

「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」

2025 年度「地方枠」：募集要領

1. 趣旨

あらゆる経済・社会活動の基盤となるデジタルインフラ、デジタルソリューション分野において国際競争力を確保することは我が国の持続的な経済成長のみならず、経済安全保障の観点からも重要である。

このため、総務省では、デジタルソリューションを活用してグローバルな社会的課題を解決する企業や、経済安全保障の確保に資する重要なシステム・サービスについて海外展開する企業による調査事業や実証事業等の支援を実施している。その中でも、日本の地方企業がデジタルソリューションの海外展開に取り組むことは、展開先国の社会課題の解決や安全性・信頼性を確保したデジタル空間の構築へ貢献できるだけでなく、その地方企業や地方企業が存在する地域経済が活性化するという観点からも有意義である。そこで、総務省では 2024 年度に引き続き、地方企業のデジタルソリューションの海外展開を推進するため、案件発掘・案件提案・案件形成に関する取組を支援し、案件受注を目指す「地方枠」（以下「2025 年度「地方枠」」という。）を広く募集するものである。

なお、2025 年度「地方枠」は、総務省より委託を受けた日本 ITU 協会及び KPMG コンサルティング共同事業体が事務局運営を務め、総務省との協議のもと、再委託事業者となる地方企業を選定する。

2. 募集する事業・応募資格

(1) 募集する事業

- 地方企業によるデジタルソリューションの海外展開の案件発掘・案件提案・案件形成に関する取組

(2) 応募資格

- 国内（ただし、東京都を除く）に本社を置く地方企業
（原則として、資本金 1 億円以下であって、地域に根ざした ICT 中小企業（大学法人との連携、スタートアップ含む。）を想定している。また、総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。）
- 過去の地方枠で再委託事業者となった地方企業も、2025 年度「地方枠」に応募することが可能である。
なお、地方企業は 2025 年度「地方枠」で取り上げるデジタルソリューションや対象国・地域が過年度の地方枠と重複する場合には、案件発掘・案件提案・案件形成など海外展開の段階や展開先の国・地域等の違いを明確にする必要がある。

3. 再委託費

(1) 対象となる経費

- 再委託事業者を支払われる再委託費の対象経費は、次のもの（消費税（地方消費税を含む。）10%を含む。）であり、具体例は別添 1 のとおりとする。ただし、別添 2 に記載する経費は対象経費に含めないものとする。これらは、再委託事業者が再々委託等を行う場合も同様とする。
 - － 再委託事業者がデジタル分野の海外展開の案件発掘・案件提案・案件形成に関する取組に係る経費（実現可能性調査（Feasibility Study：FS）や、実証実験等の実施に要する経費を含むものとし、再委託事業者がイベント等において出席者負担等を徴収する場合は、総額からこれら収入を控除した額）
 - － 報告書の取りまとめに要する経費

(2) 再委託金額

- 1 件当たりの再委託費の上限金額は、原則として 1,000 万円とする（なお、特に必要があると認められる場合においてはこの限りではない。）。再委託費の金額を超える経費については、再委託事業者の自主的財源による費用の上乗せにより実施することを妨げない。
- 再委託費については、予算の範囲内で決定するため、契約上の再委託費の金額額は、必ずしも提案書に記載された金額と一致するものではない。

(3) 業務の外注（再々委託等）

- 再委託事業者は、再委託契約の全部又は事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、再委託事業の根幹に係る業務を一括して再々委託し、又は、請け負わせてはならない。
- ただし、再々委託し、又は、請け負わせることが合理的と認められる業務については再委託事業の一部を再々委託し、又は、請け負わせることができる。この場合、再委託事業者は、当該主体の名称等（住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再々委託の必要性及び契約金額）について事前に事務局に通知し、再々委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて事務局に提出することとする。事務局の承認に際しては、再々委託を行う合理的理由、再々委託の相手方の業務履行能力、その他必要と認められる事項について審査する。その後のさらなる委託についても同様とする。
- なお、次の場合は、事務局の承認を受けることを要しない。
 - － 再々委託の金額が 1 件当たり 50 万円を超えない場合
 - － 再委託事業の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、再委託費の 10 分の 1 を超えない場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 外注印刷等の類
 - ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類

- エ 会議開催の会議室、会場等の借り上げの類
- オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類
- カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 再委託費の適正な執行

- 再委託費は、再委託契約に係る契約書に定められた使途以外への使用は認められない。再委託事業者は、再委託事業の主旨及び目的、本募集要領、再委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外経費への再委託費の使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性がある。

4. 実施期間

- 再委託事業は、再委託契約の日から納入期限までに行うものとする。

5. 提案手続

(1) 提案公募期間

- 2025 年 4 月 23 日（水）～5 月 23 日（金）17：00

(2) 採択結果公示日

- 2025 年 6 月末頃を予定

(3) 提案書類

- 提案に際しては公募申請書（様式 1）及び提案書（様式 2）、提案事業概要（様式 3）に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。なお、提案内容を補足する資料がある場合は、A4（様式任意）により添付すること。

(4) 提出方法

- 提案書類は、電子データを事務局（info@opsssrdirle.jp）宛に送付すること。

6. 再委託事業者の選定及び採択

(1) 選定方法

- 事務局において、選定基準表（別紙）を踏まえ、提案内容を総合的に評価し、総務省との協議を経て再委託事業者を選定する。評価は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じ、追加資料の提出

等を依頼し、又は、ヒアリング等を実施することがある。

(2) 提案事業の採択

- 事務局は、再委託事業者を選定したときには、当該者に対して速やかにその旨通知する。採択された提案に係る計画書や提案事業の内容については、契約時まで必要に応じて調整の上、修正等を行うことがある。
- 上記通知と合わせて、総務省は採択結果を総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）にて公表する。

7. 再委託契約

(1) 再委託契約の締結

- 事務局と再委託事業者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で再委託契約を締結する。契約条件が整わない場合には、再委託契約の締結ができない場合がある。

(2) 契約書

- 契約は事務局が示す再委託契約書による。

8. 納入成果物

(1) 成果報告書等

- 再委託事業者は、本再委託事業の成果物を以下のとおり作成し、事務局に提出しなければならない。なお、成果報告書等の提出前に、取組の進捗確認が毎月あるほか、必要に応じて事務局から中間報告を求めることがある。また、①及び②については、必要に応じ編集等を加えた上で、配布やインターネット等による公開をする場合がある。

① 成果報告書及び成果概要

- 次の内容を含むものとする。成果報告書（A4、日本語、30 ページ程度）及び成果報告書を要約した成果概要（A4、日本語、2 ページ程度）は公開を前提とすること。
 - － 概要（次の項目を取りまとめたもの。成果報告書においては 1～2 ページ程度）
 - － 目的（展開先の国・地域の社会課題、デジタルソリューションの活用による社会課題の解決の可能性、日本への裨益（日本経済・地域経済の活性化や外交戦略との整合性）等）
 - － 実施内容（デジタルソリューションの概要、展開先の国・地域のカウンターパート、実施した海外展開に関する取組、展開先の国・地域の評価や案件受注に向けた進捗、案件受注に向けた問題点・課題等）
 - － 今後の方針（展開先の国・地域の深掘りや他の国・地域への展開、関係する企業・政府機関との連携等） 等

② 本再委託事業の実施内容を記録した写真及び動画

- 事務局において、再委託事業者が提出した①について編集し、コンテンツとしてまとめることが予定されているため、そのことを念頭に置いた写真及び動画とすること。また、公開可能な内容とすること。

③ 証憑書類（領収書等）の写し

(2) 納入期限及び納入先

- 納入期限：2026 年 2 月 27 日（金）17：00
- 納入先：事務局

(3) 再委託費の支払い

- 再委託費は、事務局において事業実施後に納入された納入物の全てを確認し、その内容を取りまとめたものを総務省にて確認した後、事務局より受託者に対し、精算払いにより支払うものとする。なお、事務局は、円滑な精算手続のため、再委託先となる事業者に対して、納入期限前に再委託事業費の支払いに係る証憑書類（領収書等）の準備を求めることがある。

9. その他留意事項

- 事務局又は総務省は、再委託事業者に対し、再委託事業によって得られた成果に係るその後の状況について報告を求める場合がある。
- 再委託事業におけるトラブル等を未然に防止するため、国内及び展開先国の関係法令等について遵守するとともに必要な対応を行うこと。
- 審査過程やその結果に関する問合せには回答しない。また、提案書類等の提出があったものは、地方枠の実施に必要な範囲で使用することとし、返却はしない。

10. 問い合わせ先

- 事務局：KPMG コンサルティング株式会社
- メールアドレス：info@opsssrdirle.jp

別添 1：対象経費の具体例について

- 旅費（注 1）
- 会場費
- 会場準備に係る施工料
- 備品リース料（再委託期間に限る。）
- リーフレット、ポスター、看板、プロモーショングッズ作成費（翻訳料含む。）
- 現地における広報費用
- 通訳料
- 車両借上料
- イベント等に付随するレセプション開催経費
- 再委託事業の実施に不可欠なスタッフ・参加者に係る諸謝金（注 2）
- 国際電話代
- インターネット使用料（社内等の内部における LAN の使用を除く。）
- 資料郵送料
- イベント等に用いる物品発送料（関税含む。）
- イベント等出席者等へのアンケート経費（翻訳料含む。）
- 印刷・製本等に要する経費
- 再委託事業を実施するために再委託事業者が任用する有期雇用社員等の人件費
- その他、再委託契約期間中における事業の実施に必要な経費 等

注 1：対象経費とする旅費（航空費）は、エコノミークラス正規割引運賃を上限とし、日当を含めない。なお、旅費の合計額の上限は、設けないが、本事業は調査・実証を支援するものであるので、再委託費に占める割合は 3 割を目安とし、多寡の程度については留意すること。

注 2：諸謝金については、受託者の社員に係るものは対象外とする

別添 2：対象経費に含めない経費

- 再委託事業の実施に直接必要となる経費以外の経費
- 再委託期間に実施されない取組に係る経費
- 再委託契約締結日以前に発生した経費
- 第三者への出融資等、資金供与に要する経費
- 受託者の通常運営に要する経常的経費（再委託事業を実施するために受託者が有期雇用社員等を雇用する場合を除く。）
- 飲食に要する経費
- 土地や建物等の固定資産に係る経費
- 備品購入費（取得単価が 10 万円以上または使用可能期間が 1 年以上のもの）
- 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費
- その他公費負担が適当でないと考えられる経費

別紙：「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」

2025 年度「地方枠」に係る選定基準表

- 表中の「必須条件」列に●が付記されている評価項目は、必須であり、満たされると、基礎点が付くが、1項目でも満たされない場合、不採用となる場合がある。また、「必須条件」以外の列の評価項目については、加点として評価する。

	評価項目		評価の観点	配 点	必須条件
	大項目	小項目			
①	要件	応募者	● 応募資格を満たしている	5	●
②		提案書類	● すべての書類が揃っている ● すべての項目が記載されている	5	●
③	内容	展開先	● 国または地域が明確である	5	●
④			● 日本の外交戦略と整合する	5	－
⑤		展開先の社会課題	● 社会課題の重要性が高い	5	－
⑥			● デジタルソリューションによって社会課題の解決が進む	10	－
⑦		応募者のデジタルソリューション	● デジタル分野の安全性・信頼性の確保に貢献する	10	－
⑧			● 応募者は豊富な実績を有する	5	－
⑨		案件受注までのロードマップ	● 展開先で、案件発掘・案件提案・案件形成から案件受注までのロードマップが明確である	10	●
⑩			● 展開先以外で、案件発掘・案件提案・案件形成から案件受注までのロードマップがある	5	－
⑪		日本経済・地域経済の活性化	● 案件受注の際には、生産や雇用の増加等がもたらされる	5	－
⑫			● 他の日本企業のビジネスを促進する	5	－
⑬	体制等	人員・体制	● 日本と展開先において必要な人員・体制を確保できる	5	●
⑭			● 日本と展開先の人員・体制の役割分担が明確である	5	－
⑮		スケジュール	● 実現可能性が高く、効果的である	5	－
⑯		費用対効果	● 計上されている項目がすべて対象経費であり、内容に照らして過大な経費が計上されていない	5	●
⑰	その他		● 想定されるリスクを抽出し、対策が具体的に記載されている	5	－
合計			基礎点	35	
			加点	65	
			計	100	